

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

吉野川市長 原井 敬

市町村名 (市町村コード)	吉野川市 (362051)	
地域名 (地域内農業集落名)	鴨島町(東部) 上浦・牛島・山路・森藤地区 (八本松、中筋、辻川、丸山、南、玉取、国中、自彊、桑上、杉尾、高白、天神、東宮間、西宮間、東辻、西辻、城内、貞木、麻植塚西、麻植塚東、岸ノ上、原、小原、先須賀、春日免、田中、宮前、三谷、壇、向原、東森藤、寺谷、山路中央、山路西、橋本、岡野、東原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月25日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高齢化や後継者不足等により、休耕地や荒廃農地が目立つ様になっている。ほ場整備がされておらず、狭小地や不整形地、耕作が稲作に限られる農地等、耕作条件の悪い土地も多い。さらに山間地域及び平野部にも鳥獣被害が増加している。担い手のほとんどいない地域もあり、集落の存続にも影響を及ぼす可能性がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内で貸し出し希望農地が出た場合は中心経営体に集約し、機械等の共同購入の推進を検討する。また、新規就農者の育成や他地区からの受け入れ及び法人化育成に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	175.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	175.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(山林化等再生困難な農地を除く)。今後さらに検討を重ね、必要に応じ区域の見直しを行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
基本的には担い手を中心に集積・集約を進めるが、受け手のない農地は小規模農家や地区外の受け手等多様な人材にも集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化や効率的な営農の他、営農の継続が困難になった場合には新たな受け手への付け替えをスムーズに進めることができるよう、農地中間管理機構の活用を推進する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
用排水や農道の整備、農地の大区画化などの基盤整備について、今後検討を行っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、多様な担い手の育成や地区外からの受け入れを検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組方針
猟友会との連携により被害状況の把握や、侵入防止柵の活用等を推進する。
③スマート農業の取組方針
作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を推進する。
⑦保全・管理等
耕作者の減少により、保全管理が難しくなるため、対策を検討する。